

# 下水道使用料改定のお知らせ（令和8年7月1日から）

本市の公共下水道事業は、令和5年度からコンセッション方式を導入するなど経営改善に向けた取組を実施しております。

しかしながら、人口減少による下水道使用料収入の減少や、近年の物価高騰の影響による維持管理費などの増加が見込まれることから、令和8年7月1日から16%の値上げをお願いすることとなりました。

今後も経費の削減や計画的な下水道施設の点検・更新を行いながら、下水道事業の経営健全化を図っていきますので、下水道をご使用の皆さんには、値上げへのご理解をお願いします。（※水道料金に変更はございません。）

## ✓ 改定の主な理由

- ・人口減少による下水道使用料収入の減少
- ・近年の物価高騰の影響による維持管理費などの増加



## ✓ 改定による影響額目安

〔一般用 2ヶ月で30m<sup>3</sup>使用した場合のモデルケース(税込)〕

	改定前 ～令和8年6月	改定後 令和8年7月～
月額	2,101円	2,439円 (+338円)
請求額 (2ヶ月)	4,202円	4,879円 (+677円)
年額	25,212円	29,274円 (+4,062円)

### 日割り計算について

令和8年7月1日をまたがる2ヶ月分の下水道使用料は、新旧使用料を使用日数に応じて日割りで計算します。

## ✓ 料金表（2ヶ月）

基本使用料(2ヶ月で20m<sup>3</sup>まで 税抜)

区分	改定前	改定後
一般汚水	2,100円	2,436円
業務等汚水	4,202円	4,874円
公衆浴場等汚水	222円	258円

従量使用料(20m<sup>3</sup>を超えた部分[1m<sup>3</sup>当たり]税抜)

区分	従量区分(m <sup>3</sup> )	改定前	改定後
一般汚水及び業務等汚水	21 ~ 40	172円	200円
	41 ~ 60	197円	229円
	61 ~ 80	235円	273円
	81 ~ 100	271円	314円
	101 ~ 200	321円	372円
	201 ~ 400	346円	401円
	401 ~ 600	371円	430円
	601 ~	396円	459円
公衆浴場等汚水	21 ~	10円	12円

※ 現在、南下浦町上宮田・菊名・金田、初声町下宮田地区の一部が公共下水道をご利用いただける地域となっております。

問合せ 下水道課（内線264）